がり得る活動に従事する誘因を最少にする必要性並びに大量破壊兵器の拡散の防止及び諸国間の科学的協力の促進に対するＩＳＴＣがこれまでに行った貢献を認め、

ＩＳＴＣの成功のためには政府、欧州連合及び欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）、非政府機関、財団、学術的及び科学的研究機関並びに他の政府間機関及び民間団体の強力な支援を必要とすることを認識し、

ＩＳＴＣの締約者の構成の最新の変更に照らしてＩＳＴＣがその業務を継続することを希望し、

国際間の科学的協力関係を発展させ、世界全体の安全保障を強化し、及び革新を通じた経済成長を促進するに当たり、ＩＳＴＣがその設立以後変化した状況に適応して、その活動がＩＳＴＣに参加する科学者及び技術者（軍民両用に関する知識及び技能を含む大量破壊兵器又はその運搬システムに適用可能な知識及び技能を有する者を含む。）に対して推進力及び支援を与えることができるようになることを更に希望し、

科学的協力を通じてＩＳＴＣの目標を一層効果的に達成するため、修正を加えた千九百九十二年協定に基づくこの協定を締結することによりＩＳＴＣを継続すること及び暫定的適用議定書に代わることを決定して、

次のとおり協定した。

第一条

(A)　千九百九十二年協定により政府間機関として設立されたＩＳＴＣは、この協定の規定に基づき継続する。締約者は、自己の領域においてセンターの活動を容易にする。センターは、その目的を達成するため、締約者の法令に従い、契約を締結し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起し、及び訴えに応ずる法的能力を有する。

(B)　この協定において、次の用語は、この条に定義する意味を有する。

(i)　「締約者」とは、この協定の効力発生後における第十七条(B)の規定に基づいて批准書、受諾書又は承認書を寄託したこの協定の署名者及び第十三条(B)の規定に従ってこの協定に加入した全ての国をいう。

(ii)　「センターの職員」とは、センターに雇用され、若しくはセンターとの契約に基づいて就労している自然人又はセンターと一若しくは二以上の締約者との合意により、センターに配置され、若しくはセンターの臨時の職務を行う自然人をいう。

(iii)　「家族」とは、配偶者、二十一歳未満の未婚の被扶養者である子、全日制の高等教育機関で学生として登校している二十三歳未満の未婚の被扶養者である子及び身体的又は精神的な傷害を有する未婚の子をいう。

(iv)　センターの「活動」とは、センターの主催の下で行われる事業その他の業務であって、次条の規定に適合するものをいう。

(v)　センターの「事業」とは、世界のいずれかの場所で一定の期間において行われる協同の活動（贈与又は設備提供を含むことができる。）をいい、第六条に規定する承認を得ることを条件とする。

(vi)　運営理事会の「コンセンサス」とは、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、定足数が満たされる限り、同理事会において決定がなされる会合に出席し、かつ、投票する全ての締約者によって行われる合意をいう。

第四条に規定するＩＳＴＣの規程は、会合における定足数及び締約者の許容される出席の形態を定める。

(vii)　「接受国」とは、第九条(A)の規定に従い接受国として指定された締約者をいう。

(viii)　「軍民両用に関する技術、物質及び専門的知識」とは、大量破壊兵器又はその運搬手段の開発、生産、使用又は向上に関連するもの等の商業用目的及び拡散目的を併せて有する技術、物質及び専門的知識をいう。

(ix)　「軍民両用に関する知識及び技能」とは、大量破壊兵器又はその運搬手段の開発、生産、使用又は向上における軍民両用に関する技術、物質及び専門的知識の使用に適用可能な知識及び技能をいう。

(x)　「関連する物質」とは、大量破壊兵器又はその運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物質、設備及び技術であって、関連する多数国間の条約及び取決めの対象となるもの又は国内の管理リストに含まれるものをいう。

第二条

(A)　センターは、平和的目的のための活動であって、締約者の領域に所在する機関及び施設において実施するものを策定し、及び承認し、これらに資金を供与し、並びにこれらを監視する。大量破壊兵器に適用可能な技術、専門的知識及び関連する物質を有する国であるこの協定の非締約者が、運営理事会に対し書面による通報によって事業の実施を求め、同理事会が当該事業の実施を全会一致で承認する場合には、当該国において当該事業を実施することができる。この(A)の前段及び中段の規定にかかわらず、非締約者である国の国民である個人は、この協定の締約者である国においてＩＳＴＣによって実施される活動に参加することを認められる。

(B)　センターは、次のことを目的とする。

(i)　大量破壊兵器及びその運搬システムの拡散を防止し、並びに大量破壊兵器又はその運搬システムの開発、生産、使用又は向上に直接関係する主要な要素である技術、物質及び専門的知識（軍民両用に関する技術、物質及び専門的知識を含む。）の拡散を防止するための国際的な制度の改善を促進すること。

(ii)　軍民両用に関する知識及び技能を含む大量破壊兵器及びその運搬システムに適用可能な知識及び技能を有する科学者及び技術者に対し、その知識及び技能を平和的活動に用いることができる訓練の機会及び代替的な雇用の機会を与えること。

(iii)　大量破壊兵器又はその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることができる物質、設備及び技術の取扱い及び使用に関する安全の文化を醸成すること。

(iv)　センターの活動を通じて、国際間の科学的協力関係の発展、世界全体の安全保障の強化及び革新を通じた経済成長の促進に寄与すること、基礎研究、応用研究、技術開発及び商業化（特に、環境、エネルギー、保健並びに核物質、化学物質及び生物物質に係る安全の分野におけるもの）に寄与すること並びに大量破壊兵器に適用可能な技術、物質及び専門的知識を有する科学者の国際的な科学界への一層の統合の促進に寄与すること。

第三条

センターは、その目的を達成するため、次のことを行う権限を有する。

(i)　前条の規定に従い、資金の使用その他の方法によりセンターの活動を促進し、及び支援すること。

(ii)　第八条の規定に従い、センターの活動の監視及び会計監査を行うこと。

(iii)　政府、欧州連合及びユーラトム、政府間機関、非政府機関、民間団体、財団、学術的及び科学的研究機関並びに関連する計画と適当な形態の協力関係を確立すること並びにこれらから資金又は寄附を受領すること。

(iv)　適当な場合には、関心を有する締約者である国において又は運営理事会が全会一致で非締約者の領域における設置を承認する場合には当該非締約者の領域において支部又は広報部を設置すること。

(v)　この協定の適用対象となるその他の活動であって、運営理事会がコンセンサス方式により合意するものに従事すること。

第四条

(A)　センターは、運営理事会及び事務局を有する。事務局は、センターの規程に従い、事務局長（首席職員としての役割を果たす者）、事務局次長及びセンターの他の職員から成る。

(B)　運営理事会は、次のことについて責任を有する。

(i)　センターの方針及び同理事会の手続規則を決定すること。

(ii)　事務局に対して全般的な指針及び指示を与えること。

(iii)　センターの運営予算を承認すること。

(iv)　センターの会計その他の事務を管理すること（センターの予算を準備し、会計書類を作成し、及び会計監査を行うための手続の承認を含む。）。

(v)　活動を承認するための一般的な基準及び優先順位を定めること。

(vi)　第六条の規定に従って事業を承認すること。

(vii)　必要に応じ、規程その他の実施取決めを採択すること。

(viii)　この協定によって与えられた又はこの協定の実施のために必要なその他の任務を行うこと。

(C)　運営理事会の決定は、コンセンサス方式により行う。

(D)　締約者は、運営理事会においてそれぞれ一の票によって代表されるものとし、一人又は二人の同理事会における代表を任命する。

(E)　締約者は、運営理事会に対し、専門家の科学的助言その他の必要な専門的な助言を与え、推奨される平和的目的の研究分野に関し助言し、及び同理事会の要請に応じてその他の助言を与えるため、締約者が指名する代表から成る科学諮問委員会を設置することができる。